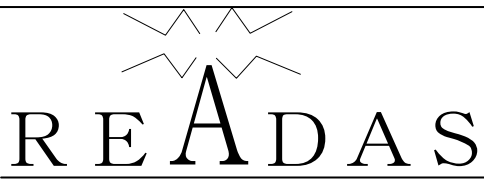


第 5699 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月25日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業経営強化税制

Q：中小企業投資促進税制が改正になり、対象資産から器具備品が除外されたそうですが、これに代わる特例措置はないのですか？

A：中小企業経営強化税制がこれに代わる特例になります。

【解説】

中小企業投資促進税制が改正になり、生産性向上設備等に係る即時償却等の特例がなくなりましたが、中小企業経営強化税制がこれを引き継いでいくこととなっています。

つまり、青色申告書を提出する中小企業等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものを取得等して、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、特別償却か取得価額の7%(特定中小企業等は10%)の税額控除のいずれかを適用できるという内容になっています。

なお、経営力向上設備等の取得に関しては、次の手続きが必要となります。

- ①工業会等による証明書や、経済産業局による投資利益率に関する確認書を取得。
- ②その設備を利用し生産性を上げるための「経営力向上計画」を策定し、各事業分野の担当省庁から認定を受ける。
- ③認定を受けた計画に基づき、当該設備を取得。

